

保護者のみなさまへ

適正就学の取り組みについて

～^{いつわ}偽りの住所を届出して入学・通学することは違法です～

居住の実態のない住所に住民登録の届出をし、本来就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは違法です。その防止のため、大阪市では、これまでより、保護者のみなさまのご協力とご理解を得て、適正就学の推進に取り組んでまいりました。

一方、平成 24 年 10 月、大阪市教育局では、学校選択制の制度化と指定校変更の基準拡大を方向性とする就学制度の改善にかかる方針を決定しました。これに基づき、平成 26 年度より学校選択制を一部の区において実施し、平成 30 年度には、全区において実施することとなっています。また、平成 26 年度より指定校変更の許可事項を拡大し、平成 27 年度からはさらに許可の事由や期限を緩和し、全市において実施しています。

新たな就学制度を公平・公正に実施するうえで、適正就学の取り組みは不可欠です。また、^{いつわ}偽りの住所にもとづく不適正な入学・通学は、ルールを守らなくてもよいという誤った認識を子どもたちに教えることになります。

もしも不適正な就学が確認された場合は、本来就学すべき学校へ転校していただきます。

大阪市では、これまでの不適正な入学・通学を防止するという取り組みをふまえつつ、引き続き、適正就学の推進に向けて取り組んでまいります。

保護者のみなさまにおかれましては、適正就学の取り組みについてご理解いただき、引き続きご協力をお願いいたします。

平成 29 年 12 月

大阪市教育局
大阪市各区長